

新型コロナウイルス感染症対策における保健所の人員体制について

新規発生者数に応じた人員体制

(単位：人)

| フェーズ | I | II | III |
|-----------|------|-------|-----|
| 新規発生者数 | 1～29 | 30～89 | 90～ |
| 保健所職員 | 17 | 26 | 36 |
| 会計年度・派遣等※ | 23 | 30 | 30 |
| 応援（専門職） | — | 10 | 25 |
| 応援（事務職） | — | 6 | 18 |
| 合計 | 40 | 72 | 109 |

※ 会計年度任用職員、派遣職員、IHEAT（人材バンク）、看護学部・薬学部学生等

- 1) 新規発生者数の区分は、大阪府の設定したフェーズを参考にしています。
(大阪府：I 600人未満 II 600人以上2000人未満 III 2000人以上)
- 2) 発生届を受け取った当日中に市民に連絡できるよう人員体制を定めています。

<状況に応じた人員体制について>

○フェーズIIの人員体制への移行

本市における過去のデータを見ると実効再生産数が1を超えて30日～40日後に1日の新規発生者数が30人になっている。これを踏まえ、今後、実効再生産数が1を超える日が概ね4日続いたときは、30日後にフェーズIIの人員体制に移行することを念頭に置いて、BCPの発動、人員体制整備に向けた準備を行うこととする。

新規発生者数が30人/日となった日又は保健所業務の繁忙度合がこれと同等の状況となった日からフェーズIIの人員体制に移行する。(同時にBCPも発動される)

○フェーズIIIの人員体制への移行

第5波の際は、1日の新規発生者数が30人になって2週間後に新規発生者数が90人になっている。これを踏まえ、新規発生者数が30人/日になった際は、2週間後にフェーズIIIの人員体制に移行することを念頭に、整備に向けた準備を行うこととする。

新規発生者数が90人/日となった日又は保健所業務の繁忙度合いがこれと同等の状況となった日からフェーズIIIの人員体制に移行する。

※ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の10月1日付事務連絡には、「人口10万人あたりの1週間の陽性者数の合計が15人を上回る場合、2週間程度後に入院調整等が困難となり、自宅療養者が急増し、保健所業務が逼迫するおそれがあることを考慮することとし、管内の陽性者数の動向を日々把握すること。」とされているが、大阪府の第5波の状況を踏まえ、上記のとおり定めることとした。